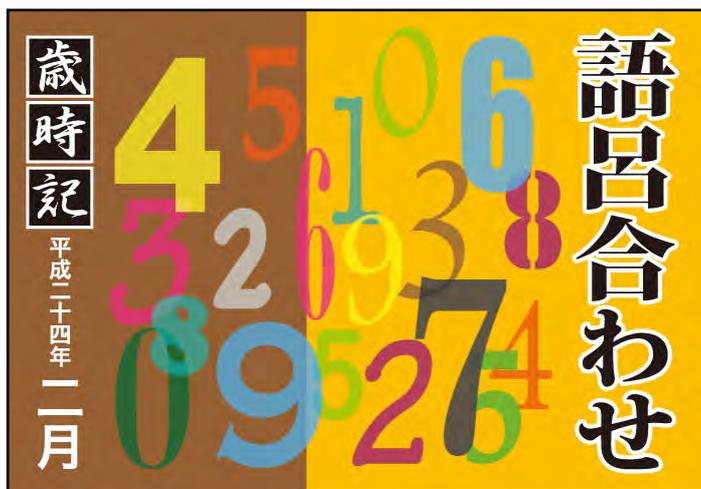


株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

12年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



■日本人は語呂合わせが好き

“0804”、“4649”、“3470”、“14106”。さて何と読みます。

“0804”は「おはよう」。

“4649”は「よろしく」。

“3470”は「さよなら」。

“14106”。これはちょっとむずかしい。「あいつてる」です。

以上、数字を使った語呂あわせの例です。

これ以外にも年号を覚える語呂合わせもあります。

例えば黒船襲来は「来航はいやでござる(1853)よペリーさん」とか。

日本人はこの語呂合わせが好きです。

■語呂合わせで集客イベント

この語呂合わせを“日”で捻(ひねり)出して

商店の販売促進イベントに使っています。

例えば、8日。

8日は“歯(8)の日(はのひ)”。

歯磨きメーカーのサンスターが1997(平成9)年秋から実施しています。

毎月8日は“歯(8)の日で、歯磨き粉を販売促進する日なのです。

毎月30日は“味噌の日(みそのひ)”。

全国味噌工業協同組合連合会が1982(昭和57)年9月に制定しています。この日は味噌を使った料理をすすめるのでしょうか？

31日。これは毎月ないので語呂合わせイベントありませんでした。

■閏年の2月29日の

語呂合わせイベントは？

ところでおどろくべきイベント月日がありました。2月29日です。4年に年に一度しか来ない日をイベントにするなんて。

さて、何のイベントだと思いますか？ 語呂合わせで考えてみましょう。

そうです2月29日は“にんにくの日(にんにくのひ)”。

4年に一度しか来ない日を「にんにくの日」なんて決めるなんて、ほんとうに販売促進したいのでしょうか？

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

12年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



■ニンニクは一挙両得の健康食材

外から光、水、お湯を浴びたりして健康になる。内から食材を食べて、健康になる。

外から、内からと一挙両得で健康になる食材があるのだろうか？

■浴びて健康になる方法は日光浴

浴びて手間が掛からない健康法があります。日光浴です。

江戸時代の学者貝原益軒(かいばらえきけん)は「薄着で太陽を浴びる」と健康になると著書『養生訓』に記しました。

太陽の光はビタミンDが生産されカルシウムが増えます。血行や血糖が下がり赤血球や白血球が増えます。殺菌作用で菌を滅し清潔な体にします。

なにより冬に日光浴をするとポカポカ暖か

くなり気持ちがよくなります。でも、太陽は食べられません。

水で健康になる方法はどうでしょうか？水は飲んで、内から健康になります。水の健康効用は、動脈硬化、心筋梗塞、高血圧、コレステロールのアンバランスなどの予防、症状改善に効果を発揮します。

水を浴びて健康になる方法といたら「冷水まさつ」。冷水まさつは、風邪をひかない、肩がこらない、便秘をしない、脚の疲れが消えた、ダイエット効果があります。でも、冷水まさつはきついですね。

■ニンニク風呂とニンニク料理で健康になる

風呂浴びで健康になり、食べて健康になる。浴びて、食べて一挙両得で健康になる方法にニンニク風呂とニンニク料理がありました。

ニンニク風呂は「皮をむいたニンニク1株を電子レンジで加熱しネットに入れて浴槽に浮かべます」。疲労回復、腰痛、血行促進効果があります。

ニンニク料理効用は冷え性、肩こり、神経痛、便秘、風邪と万病に効くといわれています。ニンニクは浴びて、食べて、健康になる万能薬のようです。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

12年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



■自転車賠償事故

自動車事故とちがって自転車事故だから他人

を傷つけても賠償責任は厳しくないと思っ
ていませんか？

とんでもありません。自転車事故でも賠償
責任は厳しいのです。

下図の賠償事故の事例を見て下さい。賠償
額は3,000万円～5,000万円にもなります。こ
の賠償責任は未成年でも同じです。自転車事
故で問われる責任は「刑事上」、「民事上」、「道
義的」が発生します。自転車は道路交通法で
は、自動車と同じ“車両”なのです。車両と
して交通ルールを守らなければなりません。

刑事上の責任	民事上の責任	道義的な責任
相手を死傷させた場合に「重過失致死傷罪」となります。	被害者に対する損害賠償の責任を負います。	被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。
自転車での加害事故例		
賠償額(※)	事故の概要	
5,438万円	成人男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所 平成19年4月11日判決)	
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。 (横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)	
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成17年9月14日判決)	
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員(60歳)が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。 (さいたま地方裁判所、平成14年2月15日判決)	
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突。女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。 (名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決)	

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。日本損害保険協会調べ

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

12年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



2月のトピックス

生命保険料 控除制度の変更

■平成24年1月1日以降契約分から 生命保険料控除が変わります

生命保険料控除制度が、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する観点から、平成22年の税制改正において改定され、既存の「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が創設されることになりました。

これにより、平成24年1月1日以降に損害保険会社または生命保険会社等と締結した保険契約から順次、税制改正後の生命保険料控除(新制度)が適用されることになり、平成23年12月末以前始期の保険契約については、所定の契約内容の変更手続きが行われな限りは引き続き、税制改正前の生命保険料控除(旧制度)が適用されます。

いままで

これから

遺族保障の保険

- 一般生命保険料控除
上限控除額
- ・国税
4万円
- ・地方税
2.8万円

医療保障の保険

- 一般生命保険料控除
上限控除額
- ・国税
5万円
- ・地方税
3.5万円

- 介護医療保険料控除
上限控除額
- ・国税
4万円
- ・地方税
2.8万円

介護保障の保険

老後保障の保険

- 個人年金保険料控除
上限控除額
- ・国税
5万円
- ・地方税
3.5万円

- 個人年金保険料控除
上限控除額
- ・国税
4万円
- ・地方税
2.8万円